

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する 件（案）に対する意見募集

消防庁は、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）の内容について、平成26年2月21日から平成26年3月22日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

石油コンビナート等災害防止法において、特定事業者は特定防災施設等について定期的に点検を行うこととされています。

今回の特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）は、設置の日から40年が経過した消火用屋外給水施設について、以下のとおり新たな点検の方法を規定しようとするものです。

- （1）加圧ポンプが当該ポンプの定格性能を満足しているかどうかを確認
- （2）加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓において放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認
- （3）配管に加圧ポンプの締切圧力に等しい水圧を加えた場合において、変形、損傷、漏水がないかどうかを確認

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成26年3月22日（土）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



(連絡先)

消防庁特殊災害室

担当：古澤補佐、橋高

TEL：03-5253-7528 (直通)

FAX：03-5253-7538

意見募集要領

1 意見募集対象

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見は御遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：tokusai@ml.soumu.go.jp

消防庁特殊災害室あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁特殊災害室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7538

消防庁特殊災害室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年3月22日（土）（郵送の場合についても、同日必着）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口（e-GOV）（「パブリックコメント」欄）に掲載するほか、消防庁特殊災害室において配布します。

なお、御提出いただいた記載内容は、連絡先を除き、すべて公開される可能性があることを御承知おき願います（匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、御意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁特殊災害室 あて

郵便番号：〒

(ふりがな)

住 所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）について

平成 26 年 2 月
消防庁 特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法で定められた消火用屋外給水施設の加圧ポンプ及び配管について、その点検方法を定めた消防庁告示を改正するものである。

【経緯・理由】

大量の石油、高圧ガスの貯蔵・取扱いがなされている石油コンビナート地区では、災害の拡大防止のための消火用屋外給水施設の設置が特定事業者に義務付けられている。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念されている中で、設置から長期間経過した消火用屋外給水施設が増加することを踏まえると、その耐災害性の確保がなされない場合は、老朽化と地震等の外力との相乗作用による不具合の発生が懸念される。

消防庁では、消火用屋外給水施設等の耐災害性を確保する観点から調査検討を行うため、平成 25 年 8 月に「石油コンビナート等防災施設の耐災害性の確保のための経年劣化に伴う点検基準等のあり方に関する検討会」を発足させた。この検討会において、設置から 40 年を経過した消火用屋外給水施設についてその機能の詳細な点検を行うことが妥当であるとの結論が得られたことを受け、現行の消防庁告示で定める点検方法の改正を行うもの（検討会報告書（概要）は別紙のとおり）。

【内容】

消火用屋外給水施設は石油コンビナート等災害防止法に基づく定期点検が義務づけられており、その点検方法は昭和 51 年消防庁告示第 8 号により定められている。今般、設置の日から 40 年を経過した消火用屋外給水施設について、以下のとおり新たな点検の方法を規定しようとする改正を行うものである。

- (1) 加圧ポンプが当該ポンプの定格性能を満足しているかどうかを確認する。
- (2) 加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓において放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認する。
- (3) 配管に加圧ポンプの締切圧力に等しい水圧を加えた場合において、変形、損傷、漏水がないかどうかを確認する。

【施行期日】

平成 27 年 4 月 1 日

石油コンビナート等防災施設の耐災害性の確保のための 経年劣化に伴う点検基準等のあり方に関する検討会報告書(概要)

別紙

FDMA
住民とともに

検討会の目的

特定事業者に設置が義務付けられている災害の拡大防止のための防災施設(消火用屋外給水施設、流出油等防止堤等)について、耐災害性の確保という観点から、経年劣化を考慮した点検基準のあり方等について検討を行う。

検討会委員

(座長)	亀井 浅道	元横浜国立大学 特任教授
(座長代理)	大谷 英雄	横浜国立大学 教授
(委員)	石井 俊昭	石油連盟 環境安全委員会 安全専門委員会 消防・防災部会長
	伊藤 英男	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
	岩岡 覚	電気事業連合会 工務部 副部長
	緒方 啓一	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油備蓄部 環境安全課 担当調査役
	貝吹 清	市原市消防局 火災予防課長
	次郎丸誠男	元消防研究所長
	高橋 俊勝	川崎市消防局 予防部 危険物課長
	田代 正則	(一社)日本消火装置工業会 技術委員会 副技術委員長
	西 晴樹	消防庁 消防大学校 消防研究センター 火災災害調査部 原因調査室長
	古河 大直	(一財)全国危険物安全協会 業務部長
	宮代 徹	横浜市消防局 予防部指導課長
	八木 高志	危険物保安技術協会 土木審査部 次長
	吉田 一史	石油化学工業協会 保安専門委員会 消防防災専門委員長

検討項目

- (1) 消火用屋外給水施設について、設置から一定期間が経過したものの耐災害性を確保するための点検基準等のあり方
- (2) 流出油等防止堤等の目地部について、設置から一定期間が経過したものの耐災害性を確保するための点検基準等のあり方
- (3) その他機能維持のために必要な対策

背景

東日本大震災における 消火用屋外給水施設の被害

(被害の概要)

- ・消火栓の埋没。
- ・貯水槽との接続部分が損傷し、漏水。
- ・埋設配管部分が損傷し、漏水。
- ・加圧ポンプの基礎の不等沈下。



被害のあった配管、加圧ポンプ等について調査したところ、その設置時期が判明したものは昭和40年代から50年代設置のものが多く見られた(40~50年経過。)

設置から長期間経過したことによる 消火用屋外給水施設の不具合

- ・配管内面に錆などが付着することにより断面積が減少し、摩擦損失が増加(設置から約50年)。
- ・一部の特定事業所における消火用屋外給水施設の不具合発生による補修事例を調査したところ、設置から平均で45年経過。



配管、ポンプの耐用年数(参考値)

- ・水道用配管の耐用年数例は40年
- ・配管の腐食による減肉を考慮した試算では概ね40年
- ・一般的なポンプの参考耐用年数は35年程度

対応案

設置から相当の期間が経過した消火用屋外給水施設では、巨大地震等の発生が懸念される中で耐災害性の確保がなされない場合は、その機能に支障が生じる可能性もあることから、設置から一定期間が経過したものの耐災害性を確保するための新たな点検基準等の策定が必要。

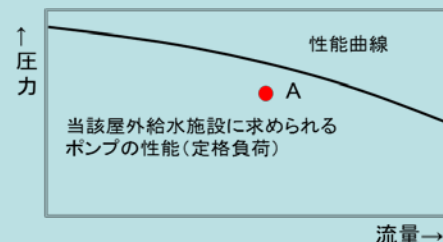
- 対象は設置後40年を経過した施設とし、1年に1回実施する。
- 消火用屋外給水施設の機能が維持されていることを確認するための点検は、**加圧ポンプ、配管に分けて行う**ことが現実的。

(点検基準)

ア 加圧ポンプ

(ア) 定格負荷運転時の性能試験

加圧ポンプの銘板等に記載されている定格負荷運転時における性能を確認(常用動力源、予備動力源それぞれについて実施)。



(イ) 消火栓の放水試験

圧力損失が最大となる範囲に設けられた消火栓において、総放水能力又は基準放水能力による放水に必要な量の水を十分に供給できることを確認。

- *1 総放水能力
特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力。
(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第8条)
- *2 基準放水能力
浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径に応じた大容量泡放射砲の放水能力。
(石油コンビナート等災害防止法施行令第13条)

イ 配管

○漏れ試験

配管に送水する加圧ポンプの締切圧力を水圧により加えた場合において、変形、損傷、漏水がないことを確認。締切静水圧時間は10分以上。

消防庁長官告示の改正と運用通知の発出を予定

○消防庁告示第 号

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第十五条第三項の規定に基づき、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

第二号(二)に次のように加える。

- (ウ) 設置の日から四十年を経過した配管にあつては、当該配管に送水する加圧ポンプの締切圧力（当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力）に等しい水压を加え、かつ、十分間静置した場合において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認すること。

第三号(二)中「任意の消火栓」の下に「（設置の日から四十年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあつては、当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓）」を加え、オをカとし、エをオとし、ウをエと

し、イの次に次のように加える。

ウ 設置の日から四十年を経過した加圧ポンプにあつては、常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、当該加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認すること。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 機能点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 配管</p> <p>(ア・イ)（略）</p> <p>(ウ) 設置の日から四十年を経過した配管にあつては、当該配管に送水する加圧ポンプの締切圧力（当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力）に等しい水圧を加え、かつ、十分間静置した場合において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認すること。</p> <p>(三)（略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>消火用屋外給水施設</p>	<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 機能点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 配管</p> <p>(ア・イ)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(三)（略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>(二)(一)（略）</p> <p>消火用屋外給水施設</p>

ア 加圧ポンプが正常に作動するかどうかを確認すること。
イ 加圧ポンプが運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうかを確認すること。

ウ 設置の日から四十年を経過した加圧ポンプにあつては、常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、当該加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認すること。

エ ろ過装置に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

オ 任意の消火栓（設置の日から四十年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあつては、当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓）により放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認すること。この場合において、寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、寒冷時に実施すること。

カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。

(三) 非常通報設備 (略)

ア 加圧ポンプが正常に作動するかどうかを確認すること。
イ 加圧ポンプが運転中に不規則若しくは不連続な雑音又は異常な振動がないかどうかを確認すること。

(新設)

ウ ろ過装置に変形、損傷等がないかどうかを確認すること。

エ 任意の消火栓

により放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認すること。この場合において、寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、寒冷時に実施すること。

オ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。

(三) 非常通報設備 (略)